

## 介護と人生

仕事・子育てと  
どう両立させる?

日本エルダーライフ協会 代表理事  
ケアライフケアバイザー 柴本美佐代

33

### 費用面で意外がかるケース



ケアマネジャーに聞いてみる

介護が重くなってくると介護保険サービスの利用も増えて、経済的負担が大きくなります。特に収入が一定以上の世帯では介護保険の自己負担が2割になるため、少しサービスを増やすだけでも利用料は大きく変わります。毎月の出費は少しでも抑えたいと利用を制限する人も多く、全国の介

護保険サービスの平均利用率はそれぞれの要介護度の限度額の50%前後です。

費用面で意外と知られていないのは、福祉用具の利用料が他のサービスのように一律に決められていないこと。同じものを借りても毎月の利用料が違います。

それは商品の価格を事業者の自由裁量にしているため、そのままレンタル料にも差が出ます。メンテナンスサービスの有無や商品の交換時期などの違いも価格に含まれますが、同じ商品で同じサービス体制ならレンタル料が低い事業者を選ぶことで費用を抑えられます。ケアマネジャーは、きちんと比較して説明してくれているでしょうか。

このことは次期介護保険制度の改定に盛り込まれ、

価格に関する情報提供の義務付けや、品目ごとの上限価格設定などの対策が取られる見込みです。

住宅改修に関しても、工事業者によって費用や技術が異なることが問題になっています。技術や価格が適正な事業者について情報提供する制度を設けている自治体もあります。大阪府ではリフォームマイスター制度を設けて、リフォームの相談や事業者の紹介ができる団体や工事業者の登録を行っています。

住居全体のリフォームを行う場合も、制度をよく知るところなら介護保険が利用できる範囲は適用される方法でリフォームし、適用外についても行政の保険外の助成があるかどうかなど、負担を軽くする方法の提案をしてくれるでしょう。介護ベッドなど高額な福祉用具の購入では消費税の課税対象外のものと、そうでないものがあります。注意して選びましょう。

### 福祉用具、住宅改修は要確認